

倉敷市地域福祉基金運営委員会助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間活動の活発化を図りつつ、地域ぐるみで市民の保健福祉の増進を図るため、倉敷市地域福祉基金運営委員会規約第4条の規定に基づき、民間団体等のすぐれた活動や先導的事業に対し、予算の範囲内において助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当するものであって、次条に規定する事業を実施することができる倉敷市地域福祉基金運営委員会（以下「委員会」という）が認めるものとする。

- (1) 市内に活動拠点を置くボランティア団体又はNPO法人で、新規の事業活動を行おうとするもの（申請年度の4月1日において、助成を受けようとする新規事業の開始から1年以内のもの）
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が特に適当と認めるもの

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 在宅福祉の普及又は向上に関する事業
- (2) 健康づくり、生きがいくくり、自立支援及び社会参加の推進に関する事業
- (3) ボランティア活動の活発化に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は除くものとする。

- (1) 宗教的又は政治的意図を有する事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 会員相互の親睦など団体の維持運営を目的とする事業
- (4) 国又は他の地方公共団体から助成を受けたことがあるか、又は現に受けている事業
- (5) 介護保険事業
- (6) 自立支援費事業
- (7) 暴力団を利すると認められる事業

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、助成対象事業の実施に要する経費とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成基準額に助成率を乗じて得られた額とする。ただし、次項から第5項までの規定に従うものとする。

- 2 助成基準額は、前条に規定する助成対象経費の額から寄附金、事業収入その他の助成対象事業に係る収入の額を控除した額とする。
- 3 助成率は、助成基準額の10分の10以内で、委員会の協議により定めるものとする。

4 算出された助成金の額が千円に満たないとき、又は千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

5 助成限度額は、次の各号に掲げる年数ごとに、当該各号に定める額とする。

(1) 1年目 100,000円

(2) 2年目 75,000円

(3) 3年目 50,000円

(助成期間)

第6条 助成期間は、3年以内とする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

(1) 事業計画書及び予算内訳書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 団体調書（様式第4号）

(4) 団体の規約又は会則及び会員名簿

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めるもの

2 同一年度内に交付申請できるのは一団体につき一件とする。ただし、委員会が特に適当と認めるときはこの限りではない。

(交付決定等)

第8条 委員会は、前条の助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により交付の可否を決定した場合、委員会は、その旨を所定の助成金交付（不交付）決定通知書により申請者に速やかに通知するものとする。

(助成事業の変更等)

第9条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付の決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）について変更若しくは中止をしようとする場合は、遅滞なく所定の助成事業変更（中止）承認申請書（様式第5号）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、これを省略することができる。

(助成事業の調査等)

第10条 委員会は、助成事業者に対し必要に応じ、助成事業の実施状況等の調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

(実績報告)

第11条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、助成事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添え、助成事業完了の日から30日以内に委員会に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第7号）

- (2) 決算内訳書（様式7—2号）
- (3) 収支決算書（様式第8号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めるもの

2 助成事業者（1会計年度のみ助成を受けた助成事業者を含む。）は、新規事業の開始から5会計年度の期間は、事業実施アンケート（様式第9号）を助成事業完了の日又は毎年3月31日から30日以内に委員会に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第12条 委員会は、前条の助成事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、助成金の交付の決定の内容と適合すると認める場合は助成金の額を確定し、所定の助成金確定通知書により通知するものとする。

（助成金の支払）

第13条 委員会は、助成金の額の確定後、助成事業者の請求に基づき、速やかに支払うものとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、前条の通知を行う前であっても、助成金の概算払をすることができる。

（助成金の返還及び取消し）

第14条 委員会は、助成決定後、当該事業が第3条第2項に掲げるいずれかの事由に該当することとなった場合のほか、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、不正の行為があると認められるとき。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の倉敷市地域福祉基金運営委員会助成要綱第7条の規定により交付決定を受け、施行日以降継続して申請される助成事業についての、改正後の倉敷市地域福祉基金運営委員会助成要綱第5条第5項の規定の適用については、同項第2号中「75,000円」とあるのは「1年目の交付

決定額に4分の3を乗じて得た額」とし、同項第3号中「50,000円」とあるのは「1年目の交付決定額に4分の2を乗じて得た額」とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。